



令和3年5月発行

津山市地域づくりサポートセンター 津山市山北520 津山市役所 3階 地域づくり推進室内 ☎0868-32-7038

地域づくり活動

上加茂住民自治協議会

5月10日、知和公民館で上加茂住民自治協議会定例委員会が行われ、3部会に分かれて取組内容を検討しました。



生活支援部会・・・各町内会の集いの場に伺って、生活支援の必要性をチェックシート等を用いながら理解してもらう活動を展開。支え合い助け合う仕組みづくりを構築中。

福祉部会・・・支え合いマップの作成や暮らしに役立つ勉強会を実施中。

空き家部会・・・片付けワークショップを継続しながら、空き家マップの更新や今後使用可能な空き家のリストアップ、空き家管理サービスの仕組みを検討中。

上加茂住民自治協議会は、**地域づくり応援事業**（詳しくは裏面）を活用した事業に取り組んでいます。

地縁団体の認可申請

町内会の法人化

地縁団体とは、字等の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のこと。市役所で申請受付中



集会施設などの不動産を所有する町内会は、一定の要件に該当すれば、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、町内会名義で不動産登記をすることができます。

現在、市内約70%の町内会が地縁団体の認可を受けています。

認可後、市役所で不動産登記などに必要な証明書の交付を受けることができます。（手数料 1部 300円）

申請書類

- (1)認可申請書 様式は、市役所か津山市ホームページで（「津山市地縁団体」で検索）
- (2)添付書類
 - ①規約 ②総会議事録 ③構成員の名簿 ④保有資産目録または保有予定資産目録 ⑤総会資料 ⑥申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録、申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書
 - ⑦町内会の境界図 など

ご注意ください

認可後、代表者や規約などの変更があるときは、市役所への届け出が必要となります。

詳しくは、市役所3階 地域づくり推進室（☎ 32-2032）へ

地域づくり活動を応援中！

～地域づくり応援事業補助金～

ご相談ください

お住まいの町内会でこんな心配ごとはありませんか？

- 1人暮らしのおじいちゃん・おばあちゃんが増えて心配
- バスの便数は少ないし、買い物や通院が不便だ
- みんなで集まる機会も減ったし、祭りもいつまで続けられるか
- 耕作放棄地が増えてシカやイノシシ被害がひどい
- このままだったら集落がなくなるかも知れない



地域運営組織とは、連合町内会の支部をひとつの区域として、地域のさまざまな団体が連携して地域課題の解決などに取組む組織のこと。

そんなとき 地域運営組織 を立ち上げて地域のことを考えてみませんか？

住み慣れた地域で暮らし続けるためにはどうしたらいいか話し合ってみましょう。

補助金額

第1期

25万円以内／年（最長3年間）

事業の条件

- ①自主防災組織と小地域ケア会議の立ち上げ、年間事業計画への位置づけ
- ②実施体制と支援体制の整備
- ③地域の現状と課題の把握
- ④地域振興計画の策定、計画に基づいた事業の試行



第2期

100万円以内／年（最長3年間）

事業の条件

- ①第1期で策定した地域振興計画の公表
- ②地域振興計画に基づく自主防災組織及び小地域ケア会議等の具体的な活動の実施

ご相談は地域づくりサポートセンターへ ☎0868-32-7038

地域づくり活動

あば村サロン&マルシェ

あば村サロン&マルシェは、毎月第3土曜日に、あば商店駐車場で開催。

普段、阿波地域内では購入が難しい新鮮な魚や生活日用品などを購入することができ、多くの地元住民が利用しています。



5月15日、あば商店駐車場。地域おこし協力隊の岩野隊員のドームテントの展示も行いました。